

陸 災 防

死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

本年度は第12次労働災害防止計画の最終年度で、各事業者の皆様には事故災害防止のための取組強化をお願いしていますが、陸上貨物運送事業において、死亡、死傷災害が増加している傾向があるため死亡災害撲滅に向けた緊急要請がありました。防災指導員によるパトロール、荷役5大災害防止対策チェックリストの活用等一層の安全対策の取組強化をお願いいたします。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部長 殿

陸貨災防発第194号
平成29年9月22日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会 長 川 合 正 矩
(公印省略)

「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」について

本日、別添のとおり、基安発0922第2号により厚生労働省労働基準局安全衛生部長から本職あて、標記の緊急要請がありました。

この要請は、本年度が第12次労働災害防止計画の最終年度にもかかわらず、1～8月(速報値)の労働発生状況が芳しくないことを受けて発出されたものですが、特に陸上貨物運送事業においては、死亡災害の著しい増加及び死傷災害も増加している状況にあり、相当な危機意識をもって取り組まなければならない状況にあります。

本緊急要請では、全産業向けに

- ・安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
 - ・安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること。
 - ・雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- が求められています。

陸上貨物運送事業においては、墜落・転落を筆頭とする荷役災害の増加及び交通労働災害も増加していることから、

- ・荷役5大災害防止対策チェックリストを活用した荷役作業での安全対策の実施
 - ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
- について、特に取組みが求められています。

当協会においては、7月～12月を「第12次陸上貨物運送事業労働災害防止計画目標達成取組強化期間」と定め、労働災害防止活動に取り組んでいるところですが、本要請を受け、下記により一層の取組強化をお願いいたします。

なお、本要請は当協会をはじめ、全業種の関係団体に発出されていることを申し添えます。

記

- ・ 防災指導員によるパトロール
※既にパトロールを実施いただいた支部におかれては、追加の実施をお願いします。
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知
- ・ 研修会等における荷役5大災害パンフレットの配布、説明
- ・ 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知

【陸運事業者用】

荷役作業5大災害防止対策チェックリスト

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない

災害の種類	チェック項目	チェック (○、 △、×の 記入)	改善方針 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期 等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	最大積載量が5トン以上の貨物自動車の荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。	
		上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。	
	耐滑性のある靴の着用	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用させていますか。	
墜落・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。	
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。	
		最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用させていますか。	
	荷や荷台の上での作業	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上ではできる限り移動させないようにしていますか（一度地面に降りて移動すること。）。	
安全帯の使用	安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		

荷崩れ	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な荷付けの実施	積付け時、積みおろし担当者が安全な積みおろしができるように配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。		
	走行中の荷への配慮	荷崩れに繋がりがやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。		
	荷おろし時の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。		
	研修の実施	荷の固定・固縛方法に係る研修を実施していますか。		
フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。		
		フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。		
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。		
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。		
走行場所の区分	自社の施設内にあつては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。			

無人暴走	作業手順の作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。		
	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置（①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロック→④輪止めの4点セット）を実施させていますか。		
	逸走時の措置	万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。		
	降雪・凍結時の配慮	降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにしていますか。		
トラック後退時	確実な後方確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。		
	後退誘導による後退時の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。		
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。		
	誘導員の配置	自社の施設内にあつては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。		
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>

第38回長野県フォークリフト運転競技大会結果

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することを目的として、長野県支部の第38回長野県フォークリフト運転競技大会が、9月2日(土) 長野地域職業訓練センターにおいて、県下各分会から推薦された総数21名によって盛大に開催されました。

入賞者

第1位	丸山 賢一	日本梱包運輸倉庫株式会社 長野営業所	(更埴分会)
第2位	鎌田 洸一	日本通運株式会社 松本支店	(中信分会)
第3位	片岡 秀之	信州名鉄運輸株式会社 佐久支店	(佐久分会)
第4位	山口 涼太	日本通運株式会社 伊那支店	(上伊那分会)
第5位	清水 尚	日本通運株式会社 上田物流事業所	(上小分会)

9月24日(日)に開催される全国大会には規定により丸山さん、鎌田さんの2名が出場することになりました。



岩下支部長



長野労働局青木課長



運転実技



入賞者の皆さん